

(別紙1)

## ものづくり企業のオンライン商談に係る営業力強化セミナー開催業務 企画提案コンペ参加仕様書

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う、海外からの部品調達の遅れや大手メーカー（川下企業）の生産調整、営業活動の制限により、県内ものづくり中小企業の受注機会が喪失しています。また、「新しい生活様式」としてリモートワークや非対面での商談等、営業活動のデジタル化が定着しつつある状況となっています。

以上を踏まえ、県内ものづくり中小企業がオンライン商談を効果的に実施して販路拡大につながるように、オンライン商談に必要となる知識や技術等の習得、営業力の強化を図るセミナーを開催します。

### 2 委託業務の内容（詳細は別紙仕様書のとおり）

- (1) 委託業務名 ものづくり企業のオンライン商談に係る営業力強化セミナー開催業務
- (2) 委託期間 契約日から令和3年3月19日（金）まで

### 3 契約上限額

- 1, 208, 258円（消費税及び地方消費税を含む）

### 4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者としてします。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (6) 当該業務の履行について、綿密な連絡及び迅速な対応ができ、要請により速やかに対処できる者であること。

### 5 提出を求める企画提案資料及び提出部数

- (1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書 1部  
別添の「企画提案コンペ参加資格確認申請書」（第1号様式）及び、申請書に記載された資料を添付してください。
- (2) 企画提案書 8部  
原則A4版・両面印刷・文字サイズ12ポイント以上。表紙含め20ページ以内（長辺側を閉じてください）。  
なお、企画提案書は、以下の事項の内容について、記載してください。

・提案事業者の紹介

組織概要（名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等）、主な事業内容、製造業の企業への支援実績、オンライン商談にかかる研修の実績等

・委託業務の実施内容

・委託業務の実施体制（責任者の氏名、経歴等を明らかにすること）

・提案の内容について、他社に対して優位であると思われる点。

(3) 見積書 8部（正1部、写7部でも可）

記載様式は特に定めませんが、積算の内訳は大きく分類して一式とせず、費用の内訳を可能な限り詳細に記載してください。

なお、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税業者にあつては契約希望額に110分の100を掛けた額）としてください。

(4) 契約実績証明書

過去3年間の今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績について記載してください。（第2号様式）

6 企画提案資料の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年11月27日（金） 17時まで（必着）

(2) 提出先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県雇用経済部ものづくり産業振興課市場開拓班

(3) 提出方法 上記提出先に持参又は郵送等による送付  
（メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。）

7 最優秀提案の選定・評価方法

別に設置する「ものづくり企業のオンライン商談に係る営業力強化セミナー開催業務企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定要領に基づき審査し最優秀提案を選定します。

(1) 事業適合性

委託内容と提案内容が合致し、事業の所定の目的が達成されると認められるものか。

(2) 専門性

ものづくり産業やものづくり技術に精通しているとともに、オンライン商談に必要な知識、技術等や営業に係る研修のノウハウを有しているか。

(3) 企画性

講師選定やセミナーの内容は、本セミナーを開催するにあたって、的確かつ効果的であるか。

本セミナーの効果を高めるための工夫がなされているか。

本セミナーを県内ものづくり企業に周知・受講促進するための工夫がなされているか。

(4) 実現可能性

業務実施手順、スケジュール等が計画的かつ具体的であり、提案内容を確実、効果的に実行できる体制が整備されているか。

(5) 経済合理性

費用対効果の観点から、事業予算額は効率的であるか。また、見積額及び積算内訳・根拠は適当か。

## 8 プレゼンテーションの実施及び選考結果の通知

企画提案書等の提出後、選定委員会において書面審査及びプレゼンテーション審査を行います。ただし、選定委員会の書面審査において、不採択となった企画提案については、選定対象から除外し、プレゼンテーション審査を行わないものとする。この場合は、12月1日（火）までに、不採択とされた提案者に通知します。

### (1) プレゼンテーション審査の実施日

- ・日 時 令和2年12月3日（木）（予定）
- ・場 所 三重県庁8階 雇用経済部会議室（予定）
- ・時間配分 1事業者あたり20分（説明10分 質疑10分）
- ・説明者 2名以内
- ・実施方法

WEB会議システムによりオンラインで実施します。

プレゼンテーション審査は、提出いただいた企画提案資料のみによるものとします。（スライド、プロジェクター、パソコン等の使用は不可。）

※プレゼンテーション審査の時間及び開催場所については、令和2年12月1日（火）までに、連絡します。

### (2) 選定結果の通知

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して通知します。

## 9 企画提案コンペに関する質問の受付及び回答

### (1) 質問の受付期限

令和2年11月16日（月） 17時まで（必着）

### (2) 質問の方法

当企画提案コンペに関する質問は、文書（様式自由）にて行うものとし、担当課あてに持参、ファクシミリ、メールのいずれかの方法で提出してください。ファクシミリ、メールの場合は、送信後、電話にて着信の確認を行ってください。

### (3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等に関する事項に限るものとし、以下の項目に関する質問は受けることができませんので、ご承知おきください。

- ・他の応募者からの提案書提出状況に関する質問
- ・積算に関する質問
- ・採点に関する質問

### (4) 質問に対する回答

受けた質問に対する回答については、令和2年11月19日（木） 17時までに、原則として三重県ホームページに掲載します。

## 10 契約方法に関する事項

(1) 最優秀提案者と契約条件及び業務仕様書の内容を協議し、当該業務仕様書に基づく見積書を提出いただいたうえで、委託契約を締結します。

また、最優秀提案者との契約締結時には、下記の納税証明書及び納税確認書が各1部必要になります。

- ・消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の6ヶ月前まで発行したもの）の写し
  - ・三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の6ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し
- (2) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。
- また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。
- なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。
- (4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。
- (5) 契約は、三重県雇用経済部ものづくり産業振興課において行います。

#### 11 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

#### 12 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

#### 13 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

#### 15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
- ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 発注所属に報告すること。

- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

## 16 その他

- (1) 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託料の支払いが完了したときをもって三重県に譲渡されるものします。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとします。
- (4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので、留意すること。
- (6) その他必要な事項は、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号）の規定によるものとする。

## 17 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部ものづくり産業振興課市場開拓班

TEL : 059-224-2393 FAX : 059-224-2480 E-mail : hanro@pref.mie.lg.jp

担当 : 出口、大西